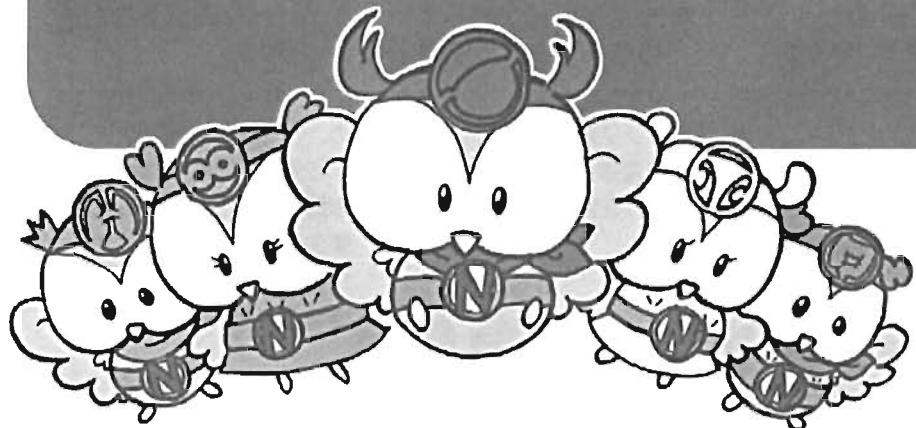




発行：豊島区 編集：保健福祉部 がん対策担当課 〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1 ☎3987-4243

豊島区がん対策推進条例及び 豊島区がん対策基金条例を 制定しました



豊島区がん対策区民大会 鳥越俊太郎氏特別講演 「がんと向き合って」



プロフィール…………ニュースの職人
1940年生まれ、福岡県出身。65年
京都大学文学部卒業。同年毎日新聞
社入社。88年「サンデー毎日」編集長。
89年「ザ・スクープ」のキャスターを
務める。2001年「日本記者クラブ
賞」を受賞。
2005年10月、直腸がんの手術を行
い、その後転移により両肺、肝臓を手
術。4度の手術を経て、現在も「スー
パー モーニング」「ザ・スクープ
SPECIAL」のキャスター、ラジオコメ
ンテーターとして活躍中。

今後の区のがん対策を区民の方にお知らせするため、
「豊島区がん対策区民大会」を開催いたします。

3月5日(土)
午後1時30分～4時
△帝京平成大学
冲永記念ホール
(東池袋2-51-4)

- オープニング…立教大学応援団吹奏楽部、チアリーディング部
- 鳥越俊太郎氏 特別講演
- がん対策推進条例、推進計画の発表
- △定員800名
会場で、乳がん自己検査グローブを配布します

■ 電話かファクス（下記記入例参照）で、地域保健課保健事業係
☎3987-4660か、がん対策担当課☎3987-4243、fax3987
-4110へ ※直接窓口申し込み、電子申請も可。先着順

こちらから携帯電
話でも申込みがで
きます。
機種によっては読み
込みができない
場合があります。



〈ファクス記入例〉
①区民大会希望
②〒住所
③氏名(ふりがな)
④電話番号

区では、「豊島区がん対策推進条例」を制定しました。
この条例は、都内初となるがん対策推進条例として、区政の最重要課題であり、区民の皆さんの生命及び健康にとって重大な脅威となっている、がんの対策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な方向を定めたものです。

制定にあたっては、有識者で構成される豊島区がん対策推進会議において、慎重に議論を重ねるとともに、パブリックコメント（意見公募手続）制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きしました。

また、それに伴い「豊島区がん対策基金条例」を制定しました。豊島区が実施するがんの検診及び予防施策などの普及啓発の施策に要する経費に充てるため、「豊島区がん対策基金」を設置します。

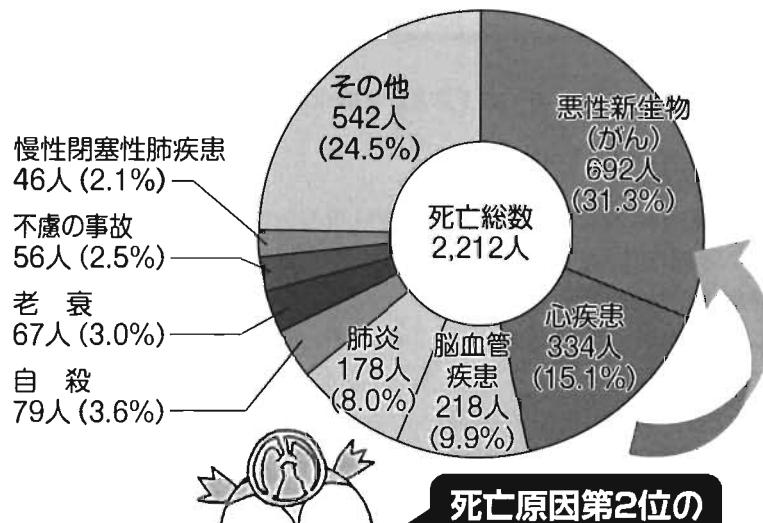
問 保健福祉部 がん対策担当課 ☎3987-4243

■ 区の現状と条例の目的

この条例は、がんが区民の死亡原因の第1位であり、一生のうち3人に1人ががんになると言われている現状から、がんの予防とがんに関する正しい知識の普及啓発を行い、早期発見のためのがん検診の推進およびがん患者とその家族等の身体的、精神的な負担の軽減を図るために制定しました。

※がん対策推進条例は2、3面に全文掲載しています。

豊島区民の死亡原因(平成21年)



出典：「豊島区の保健衛生 平成22年版」



がん対策を効率的に推進するためには 「豊島区がん対策推進」

区では、「豊島区がん対策推進計画」を策定します。

この計画は、「豊島区がん対策推進条例」の第10条に基づく実施計画であるとともに、区の基本構想、基本計画における「価値あるまち」の実現に向けた分野別計画の「健康」の理念や基本的な方針に基づいた施策の実施計画であり、国や東京都が策定している「がん対策推進計画」と整合性を図っています。

基本理念

がんに対する理解と関心を持ち、健康的な生活習慣を実践しながら、地域で暮らしていくまちづくり

■ 計画の期間

計画期間は、平成23年度から27年度までの5か年とします。
また、国や東京都のがん対策に関する方針の大幅な転換等、必要があれば計画期間中に見直します。

基本方針

- 1 がんに対する理解と関心を深められる普及啓発を実施し、がん予防への取り組みを推進します。
- 2 がんの早期発見・早期治療のため、がん検診の受診率の向上を目指します。
- 3 がん患者と家族への支援を行い、住み慣れたまちで安心して暮らせるしくみづくりを目指します。

区民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

生活習慣を改めることで、がんになる可能性を下げることができます。日頃の生活習慣を見直し、また定期的ながん検診を受けることで、がんを予防しましょう。

豊島区がん対策の3つの柱

- 1 がんの予防・普及啓発
- 2 がん検診の推進
- 3 がん患者と家族の支援



がんを防ぐた



- 1 バランスのとれた栄養をとる
-いろいろ豊かな食卓にして-
- 2 毎日、変化のある食生活を
-ワンパターンではありませんか?-
- 3 食べすぎをさけ、脂肪はひかえめ
-おいしい物も適量に-
- 4 お酒はほどほどに
-健康的に楽しみましょう-
- 5 たばこは吸わないように
-特に、新しく吸いはじめない-
- 6 食べものから適量のビタミンと
繊維質のものを多くとる
-緑黄色野菜をたっぷりと-

豊島区がん対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、がんが区民の生命及び健康にとって重大な脅威となっている現状にかんがみ、がんの予防及び早期発見、それらに係る普及啓発並びにがん患者等の負担の軽減を図ることにより、がん対策の総合的かつ計画的な推進に資することを目的とする。

(区の責務)

第2条 豊島区（以下「区」という。）はがん対策に関し、がんに関する正しい知識の普及啓発、がんの予防に関する実効性のある施策及びがん患者等に対する必要な支援を実施するよう努めるものとする。

(区民の責務)

第3条 区民は、自らの健康を保持するため、がんに関する正しい知識を持ち、区が行うがんの検診事業に定期的に参加する等がんの早期発見及び早期治療に努めるものとする。

(国及び東京都等との連携)

第4条 区は、国、東京都、医療関係団体、医療機関その他の関係機関との連携を図りつつ、区の特性に応じたがん対策を実施するものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第5条 区長は、がんの予防及び早期発見を推進するため、次に掲げる施策を行う。

- (1) 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響を普及啓発するための施策
- (2) がん検診の受診率向上及び質の向上を図るために必要な施策
- (3) 教育委員会と協働し、健康教育の一環として、児童・生徒及び保護者に対し、がんの予防に関する普及啓発を図るための施策

「計画」を策定します



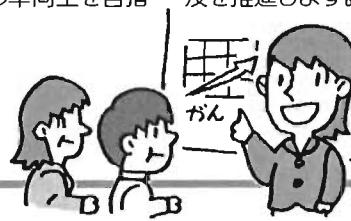
第1章 計画策定にあたって

計画策定の趣旨や豊島区の現状、計画の目標などを明示しています。

重点的に取り組む課題

1 がん検診の推進

がんの早期発見・早期治療と、がん検診の大切さを知つていただくために、がん検診の周知イベントの実施や受診勧奨通知の送付などにより、がん検診の受診率向上を目指していきます。



2 児童生徒へのがんに関する教育

児童生徒ががんについて学ぶ機会を設け、成人してもがんの予防につながる健康的な生活を送ることができるように、がんに関する正しい知識の普及を推進します。

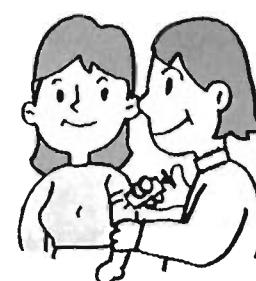
3 喫煙による健康被害の予防

肺がんや咽頭がんの原因となるたばこによるリスクを減らすため、禁煙対策とともに、受動喫煙防止対策についても取り組みをすすめています。



4 子宮頸がん予防ワクチン接種率の向上

中学1年生相当の女子を対象にワクチン接種を行い、将来子宮頸がんにかかるリスクの減少を目指します。



5 がん地域医療連携の推進

がん患者と家族の支援のため、がん情報や緩和ケアに関する情報提供を推進し、がん患者が可能な限り質の高い療養生活を送ることができるよう、地域医療連携のネットワーク構築を推進します。

めの12か条

7 塩辛いものは少なめに、
あまり熱いものはさましてから
-胃や食道をいたわって-



8 焦げた部分はさける
-突然変異を引きおこします-



9 かびの生えたものに注意
-食べる前にチェックして-

10 日光に当たりすぎない
-太陽はいたずら者です-

11 適度にスポーツをする
-いい汗、流しましょう-

12 体を清潔に

出典：国立がん研究センターがん対策情報センター

第2章 分野別施策

計画の基本理念に基づき、区の方針、現状と課題、今後取り組むべき施策を明示しています。

がんの予防・普及啓発

- (1) がんに関する正しい知識の普及
- (2) 児童生徒へのがんに関する教育
- (3) 生活習慣の改善
- (4) 子宮頸がん予防ワクチン接種公費助成
- (5) 喫煙による健康被害の予防
- (6) 企業との連携によるがん対策の推進

がん検診の推進

- (1) 実施すべきがん検診
- (2) 受診率の目標
- (3) がん検診受診奨励
- (4) 要精密検査者への対応とがん検診の質の向上
- (5) 検診受診率向上に伴う財政負担の想定

がん患者と家族の支援

- (1) がん情報に関する情報提供
- (2) がん患者や家族の不安軽減
- (3) 緩和ケアとがん地域医療連携の推進

第3章 計画推進に向けて

計画のまとめを明示しています。

(4) 前3号に掲げるもののほか、がんの予防及び早期発見を推進するために必要な施策

(区民に対する情報提供)

第6条 区は、区民のがんに関する意識を高め、理解と関心を深めるため、区民に対し、がん対策に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(喫煙による健康被害の予防)

第7条 区は、受動喫煙による健康被害を防止するため、公共施設における禁煙及び分煙化の推進に努めるものとする。

(がん対策における地域医療連携体制の整備)

第8条 区は、医療関係団体、医療機関、介護事業者等と連携し、がん患者が、その居宅等において身体的又は精神的な苦痛を軽減するため、緩和ケア等の必要な支援を受けることができる体制の整備に努めるものとする。

(区内企業等との連携)

第9条 区は、区内企業、団体等と連携し、職場におけるがん検診及びがんに関する普及啓発の推進に努めるものとする。

(がん対策推進計画の策定)

第10条 区は、がん対策を計画的に推進するため、がん対策推進計画を策定し、がん対策に関する施策の実現に努めるものとする。

(がん患者等への支援)

第11条 区は、がん患者及びその家族を支援するため、がん患者等で構成される団体に対し、必要な情報提供等に努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 区は、がん対策に関する施策を計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

豊島区のがん対策推進にご協力いただいている団体

スター混声合唱団

芸能界やマスコミなど、メディアに登場する方々が自らのがん体験を語り、がんと向き合うことを呼びかけ、歌って励ますチャリティ・コンサートなどの活動をしています。平成21年10月に開催された、がん検診50%推進全国大会において山田邦子さんトーク&スター混声合唱団コンサートを行ないました。



団長 山田 邦子さんからのメッセージ

私が団長を務める、がん撲滅チャリティーの《スター混声合唱団》に一昨年、池袋保健所から「区民にがん検診の重要性を訴えて欲しい!」との依頼を受け、厚生労働省にも話を持って行き、池袋サンシャインシティにて大イベントを開催。そしてよいよ今年から、豊島区も本格的ながん対策がスタートする事に。関わりを持った区なので、私たちもとても嬉しいです。豊島区を見習う他の区が出てくるでしょう。期待しています。

リボンムーブメント

HP <http://ribbon-m.com/>

有志による女子大生が中心となり、同世代の若者に向けた子宮頸がんの予防や乳がん検診の推進活動を行っています。「大切なことを、大切な人に、大切だと伝えよう」を理念として、がんの正しい知識を普及啓発しています。



株式会社よしもとクリエイティブ・エージェンシー

笑いにより区民に健康を届けたいと、地域社会貢献として快く区に協力していただきました。平成22年10月に開催された、がん検診受診勧奨イベントにおいて、よしもとお笑い芸人によるお笑い&健康イベントを行ないました。



竹中 功 取締役からのメッセージ

私たち吉本興業は、明治45年に創業し、2012年で百周年を迎えます。今まで「お笑いの提供」という商いがやって来られたという事は、ひとえにお客様方の笑い声に支えられて來たからであります。そしてそのことは送り手である「芸人」さんたちが健康であるおかげであります。「お笑い」は薬屋さんには売ってはおりませんが、皆様の笑顔や笑い声を自然とおこしてくれるものであります。是非とも、食前食後に「お笑い」をご一服ください。

ホスピスケア研究会

HP <http://hospice-care.jp/>

ホスピスケアに関心を持ち、会の目的に賛同する看護職、医師、ソーシャルワーカー等で構成されています。「定例研究会」および「がんを知つて歩む会」の会合と、無料の「電話相談」の3つを活動の三本柱として、一人でも多くの患者さんが、苦痛から解放され、質の高い生活を送ることを目指して、活動を続けています。

がん患者及び家族のための電話相談 (月曜日～金曜日、午前11時～午後5時)
☎ 03-6909-5432

豊島区がん対策基金

全国と同様、豊島区も死亡原因の第一位ががんであり、今後もがんは増加すると予想されています。

がんは早期発見することで早期治療が可能ですが、残念ながら区のがん検診受診率は高くないのが現状です。

そこで、区民の方に、がんという病気をもっと知つていただくため、がんに関する正しい知識・意識の普及啓発の実施や、がん検診、がん予防事業を活発に実施するため、豊島区がん対策基金を設立します。

☆豊島区がん対策基金への寄附のお願い

平成23年4月1日より、この基金への寄附を広く募集します。

いただいた寄附については、がんの予防やがんの緩和ケアの講演会などの普及啓発事業に活用させていただきます。

一定以上の寄附をいただいた企業、個人の方のお名前を区ホームページ上に掲載させていただきます。

<寄附に関するお問い合わせ・お申し込み先>

がん対策担当課 ☎ 3987-4243、㈹ 3987-4110
メールアドレス A0029336@city.toshima.lg.jp



有料広告掲載企業を募集します

平成23年度より豊島区が発送する「乳がん・子宮頸がん検診無料クーポン券」や「国民健康保険特定健康診査ご案内」等の通知の送付用封筒の裏面に企業広告欄を設けることになりました。

広告掲載料は、豊島区がん対策基金に積み立て、がん対策推進事業に活用していきます。この広告欄に広告を掲載する企業を募集します。

<募集期間>

平成23年2月21日(月)～平成23年3月4日(金)

広告掲載面の規格、掲載料金等についてはホームページをご覧いただき、がん対策担当課までお問い合わせください。

■ 閲覧できます

● 豊島区がん対策推進条例

● 豊島区がん対策基金条例

条例の全文は、がん対策担当課窓口、長崎健康相談所、広報課、行政情報コーナー、区民ひろば、区民事務所、図書館、区ホームページ(<http://www.city.toshima.lg.jp/>)で閲覧できます。

※豊島区がん対策推進条例は本紙2、3面にも掲載しています。

※豊島区がん対策推進計画は3月策定予定です。